

# 高齢者を交通事故から守る県民運動推進要綱

## 1 趣 旨

急速に高齢化が進む本県では、交通事故死者に占める 65 歳以上の高齢者の割合が高く、高齢者の交通事故防止が重点課題である。

そこで、高齢者の交通安全意識の醸成と一般ドライバーの高齢者に対する思いやりのある運転の推進等を県民運動として高齢者の交通事故防止を図る。

## 2 推進期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 6 年 3 月 31 日（日）までの 1 年間  
＜重点推進日＞毎月 10 日（毎月 10 日は本協議会が主唱する「交通安全日」）

## 3 実施主体

埼玉県交通安全対策協議会

## 4 運動重点

- (1) 高齢者に対する交通安全教育の推進
- (2) 高齢者に対する思いやりのある運転の促進
- (3) 運転免許証の自主返納しやすい環境整備の推進

## 5 主な推進事項

- 「きらめき 3 H（トリプルエイチ）運動」の推進  
※ 3 Hとは、「早めのライト点灯、反射材着用、歩行者保護」の略称。
- 県政出前講座や交通安全まなび隊による交通安全教育の実施
- 老人クラブ等における交通安全教室の開催
- 一般ドライバー等に対する交通安全教育の推進（思いやり運転の推進）
- 高齢者世帯訪問活動の推進
- シルバー・サポーター制度の推進
- 交通安全アドバイス制度の推進
- 交通指導取締りの強化
- 免許証の自主返納しやすい環境整備の推進
- 高齢者に配慮した交通環境の整備
- 各種広報媒体を活用した広報活動の推進
- 市町村、関係団体、民間企業と連携した活動や各団体等の活動支援